2014

OJIKA
SAZA
SASEBO
HASAMI
KAWATANA
HIGASHISONOGI
SAIKAI

MINI DISCLOSURE

・平成26年度上半期経営情報（平成26年9月末現在）

佐世保中央信用組合

目　次

○ごあいさつ ……1

○貸借対照表 ……1

○損益計算書 ……1

○金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ……2

○自己資本の構成に関する事項 ……2

○預金貸出金の状況 ……3

○損益の状況 ……3

○貸出金業種別残高・構成比 ……3

○有価証券の時価情報 ……3

○地域密着型金融の継続状況 ……4

○苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について ……5

ごあいさつ

皆様には、平素より格別のご愛顧を賜り、心から厚く御礼申し上げます。
このたび平成26年度、上半期のディスクロージャー誌を作成いたしました。
ご高覧いただき、当組合の取組みにご理解頂ければ幸いに存じます。
今後とも、皆様方のお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年11月
理事長　太田　和憲

経理・経営内容

平成26年度上半期（平成26年4月1日～平成26年9月30日まで）経営情報をお知らせいたします。

貸借対照表

（単位：千円）

資産の部	平成26年3月末	平成26年9月末
現金・預け金	3,563,546	3,340,901
有価証券	219,351	221,388
貸出金	6,663,373	6,757,701
その他資産	80,086	67,565
有形固定資産	333,010	331,262
無形固定資産	—	—
繰延税金資産	2,046	1,498
債務保証見返	11,843	5,950
貸倒引当金	△ 366,003	△ 374,081
その他の引当金		
資産の部合計	10,507,255	10,352,187

負債及び純資産の部	平成26年3月末	平成26年9月末
預金積金	10,011,766	9,878,696
その他負債	16,674	10,993
退職給付引当金	7,431	4,895
役員退職慰労引当金	1,760	2,240
その他の引当金	258	258
債務保証	11,843	5,950
負債の部合計	10,049,734	9,903,035
出資金	235,441	235,695
利益剰余金	217,144	207,037
組合員勘定合計	452,585	442,732
その他有価証券評価差額金	4,935	6,419
純資産の部合計	457,520	449,151
負債及び純資産の部合計	10,507,255	10,352,187

損益計算書

（単位：千円）

科目	平成26年3月末	平成26年9月末
経常収益	**230,573**	**110,351**
資金運用収益	212,320	107,258
役務取引等収益	4,782	2,239
その他業務収益	3,461	567
その他経常収益	10,009	286
経常費用	**214,745**	**119,874**
資金調達費用	9,358	4,816
役務取引等費用	32,162	16,647
その他経常費用	173,225	98,410
経常利益	**15,828**	**△ 9,523**
特別利益	**15,131**	—
特別損失	—	—
税引前当期純利益	**30,959**	**△ 9,523**
法人税、住民税及び事業税	**731**	**583**
法人税等調整額	**511**	—
当期純利益	**29,716**	**△ 10,106**
前期繰越金	**△ 22,572**	**7,144**
当期未処分剰余金	**7,144**	**△ 2,962**

貸出金利息や手数料収入など、金融機関本来の業務活動の結果生じた「業務収益」と、株式などの運用益や売却益、配当金・収益金などの利益を合わせたものを『経常収益』といいます。

お取引先への預金利息や各種経費など業務活動のために生じる費用を『経常費用』といいます。

「経常収益」から「経常費用」及び不良債権への備えである貸倒引当金など業務に付随して生じる臨時費用を差し引いたものを『経常利益』といいます。

「経常利益」に本来の業務に付随しない「特別損益」を加減算し、さらに税金などを差し引いた、最終的な利益を『当期純利益』といいます。

（注）各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので合計が一致しない場合があります。表示における「—」は残高がないことを表しています。
※平成26年9月期は、仮決算状況であり、参考として平成26年3月期との比較を開示しております。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

（単位：千円　%）

区分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)／(A)	貸倒引当金引当率 (C)／(A−B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成26年3月末	877,535	519,182	358,353	877,535	100.00	100.00
	平成26年9月末	830,485	464,015	366,470	830,485	100.00	100.00
危険債権	平成26年3月末	108,273	96,617	1,280	97,897	90.41	10.98
	平成26年9月末	104,675	94,151	1,158	95,309	91.05	11.00
要管理債権	平成26年3月末	132,373	106,497	370	106,867	80.73	1.42
	平成26年9月末	130,393	107,228	362	107,590	82.51	1.56
不良債権計	平成26年3月末	1,118,181	722,296	360,003	1,082,299	96.79	90.93
	平成26年9月末	1,065,553	665,394	367,990	1,033,384	96.98	91.96
正常債権	平成26年3月末	5,566,037					
	平成26年9月末	5,707,134					
合計	平成26年3月末	6,684,218					
	平成26年9月末	6,772,687					
不良債権比率	平成26年3月末	16.72					
	平成26年9月末	15.73					

〈平成26年９月末の算出方法〉

1．平成26年９月期の金融再生法による開示債権は平成26年３月末時点における自己査定による債務者区分を基準としております。ただし、４月１日から９月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実等により、当組合の定める基準に基づく債務者区分の見直しを行っております。なお、合計額は貸出金、未収利息、仮払金及び債務保証見返を加算した債権額です。

2．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額は、債務者区分でいう破綻先及び実質破綻先に該当する債務者に対する債権の合計です。

3．「危険債権」の金額は、債務者区分でいう破綻懸念先に該当する債務者に対する債権の合計です。

4．「要管理債権」の金額は、債務者区分でいう要注意先に該当する債務者に対する債権のうち、貸出条件を緩和している債権及び３ヶ月以上延滞している債権の合計です。

5．「正常債権」の金額は、債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権の合計です。

自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円　%）

項目	平成26年3月	平成26年9月
コア資本に係る基礎項目　（1）		
普通出資又は、非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	452	442
うち、出資金及び資本剰余金の額	235	235
うち、利益剰余金の額	210	207
うち、外部流出予定額（△）		
うち、上記以外に該当するものの額	7	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6	6
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6	6
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第6項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	458	449
コア資本に係る調整項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		

項目	平成26年3月	平成26年9月
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）		
自己資本		
自己資本の額（（イ）−（ロ））　（ハ）	458	449
リスク・アセット等　（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	6,123	6,106
資産（オン・バランス）項目	6,116	6,105
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）		
うち、繰延税金資産		
うち、前払年金費用		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス等取引項目	6	1
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	345	345
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	6,468	6,452
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	7.09%	6.96%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第一条第一項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」が平成25年３月８日に改正され、平成26年３月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。
なお、当組合は国内基準を採用しております。

預金貸出金の状況

（単位：千円）

区　　分	平成26年3月末	平成26年9月末
預　金　残　高	10,011,766	9,878,696
貸　出　金　残　高	6,663,373	6,757,701

損益の状況

（単位：千円）

区　　分	平成26年3月末	平成26年9月末
業　務　純　益	6,901	△ 1,251
コ　ア　業　務　純　益	6,901	△ 1,251

貸出金業種別残高・構成比

（単位：千円 %）

業　種　別	平成26年3月末		業　種　別	平成26年9月末	
	金　額	構成比(%)		金　額	構成比(%)
製造業	63,365	1.0	製造業	64,960	1.0
農業、林業	211	0.0	農業、林業	199	0.0
漁業	109,115	1.6	漁業	113,862	1.7
鉱業、砕石業、砂利採取業	——		鉱業、砕石業、砂利採取業	——	
建設業	248,130	3.7	建設業	235,121	3.5
電気・ガス・熱供給・水道業	13,012	0.2	電気・ガス・熱供給・水道業	11,512	0.2
情報通信業	——		情報通信業	——	
運輸業、郵便業	14,869	0.2	運輸業、郵便業	12,407	0.2
卸売業、小売業	326,827	4.9	卸売業、小売業	335,222	4.9
金融業、保険業	122,377	1.8	金融業、保険業	120,322	1.8
不動産業	857,757	12.9	不動産業	915,006	13.5
物品賃貸業	7,750	0.1	物品賃貸業	6,850	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	48,778	0.7	学術研究、専門・技術サービス業	46,426	0.7
宿泊業	182,131	2.7	宿泊業	251,346	3.7
飲食業	220,378	3.3	飲食業	213,972	3.2
生活関連サービス業、娯楽業	89,996	1.4	生活関連サービス業、娯楽業	92,676	1.4
教育、学習支援業	42,797	0.6	教育、学習支援業	42,323	0.6
医療、福祉	1,980	0.0	医療、福祉	2,500	0.0
その他のサービス	332,228	5.0	その他のサービス	331,499	4.9
その他の産業	23,073	0.3	その他の産業	21,931	0.3
小計	2,704,780	40.6	小計	2,818,143	41.7
地方公共団体	——		地方公共団体	——	
雇用・能力開発機構等	——		雇用・能力開発機構等	——	
個人（住宅・消費・納税資金等）	3,958,593	59.4	個人（住宅・消費・納税資金等）	3,939,558	58.3
合計	6,663,373	100.0	合計	6,757,701	100.0

有価証券の時価情報

◎満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：千円）

	平成26年3月末					平成26年9月末				
	貸借対照表計上額	時　価	差　額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時　価	差　額	うち益	うち損
社　債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

◎その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	平成26年3月末					平成26年9月末				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株　式	12,712	12,441	△ 271	—	271	12,712	12,328	△ 384	—	△ 384
債　券	199,914	206,910	6,995	6,995	—	199,919	209,060	9,140	9,140	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計	212,626	219,351	6,724	6,995	271	212,631	221,388	8,756	9,140	△ 384

（注）1．「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会：平成11年１月22日）に定める時価に基づいて表示しております。
なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。
2．当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

（注）各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので合計が一致しない場合があります。
※平成26年9月期は、仮決算状況であり、参考として平成26年3月期との比較を開示しております。

地域密着型金融の継続状況

※お取引先の支援状況

○　中小・零細事業者の事業発展に資することを目的とし、創業、新事業支援の取組により１先1,400万円を支援いたしました。

○　経営支援先のランクアップを図る目的で経営支援先として選定した９先からのランクアップに取組んでいます。

○　目利き能力の向上、人材育成として九州信用組合協会主催の研修会等に計画的に参加しています。

○　不動産担保や個人保証に過度に依存することのない融資への取組みについて保証付事業者ローンをご利用いただいております。

※融資を通じた地域貢献活動

○　当組合は、(財)全日本交通安全協会が飲酒運転撲滅を目指して推進する「ハンドルキーパー運動」を応援しています。
当組合のカーライフローンお申込時に「飲酒運転しま宣言」の宣誓を行うと利率2.8%でお申込ができます。(保証料も含む)
融資限度７百万円以内　　最長10年以内
担保・保証人は原則不要です。
ご利用実績　33先　6,653万円です。

○　生活応援型フリーローン「チョイス」を発売いたしております。
融資利率は、４段階の固定金利で保証会社が低い金利から順に審査を行い、お客様の審査結果に応じた融資利率とご融資金額を決定いたします。
融資限度３百万円以下　最長７年以内
担保・保証人は原則不要です。
ご利用実績　25先　3,025万円です。

○　個人と個人事業者を対象とした「オールマイティー 300」(多目的フリーローン)を発売しております。
融資利率は、２段階の固定金利で保証会社が低い金利から順に審査を行い、お客様の審査結果に応じたご融資利率とご融資金額を決定いたします。
融資限度３百万円以下　最長７年以内
担保・保証人は原則不要です。
ご利用実績　24先　2,770万円です。
詳しくは、各店窓口までお気軽にご相談下さい。

※文化的・社会的な地域貢献活動

「しんくみの日」：献血運動で職員10名が献血に参加しました。
地域環境美化運動：当組合では発足当初より毎週月曜日の早朝に店舗周辺の清掃活動を行っております。
当組合の主な活動：俵町商店街サマーフェスタへ職員が参加協力しています。

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、金融ＡＤＲ制度創設に伴い、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申しで下さい。

※　苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申出先

「お取引先店舗」または「本部お客様相談室」にお願いいたします。

本部お客様相談室

住　　所：佐世保市宮崎町３番18号
電話番号：０１２０－２１７１７４
受付時間：午前９時～午後５時
（土日・祝日および金融機関の休日を除く）

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ苦情等相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合お客様相談室へご相談下さい）。

名　　称	しんくみ苦情等相談所（(社)全国信用組合中央協会）
住　　所	〒104－0031 東京都中央区京橋１－９－１
電話番号	０３－３５６７－２４５６
受付日時	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） ９：００～１７：００

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ苦情等相談所へお申し出下さい。
また、お客さまが直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名　　称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住　　所	〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-3
電話番号	03－3581－0031	03－3595－8588	03－3581－2249
受付日時	月～金 （除 祝日、年末年始） 9：30 ～ 12：00 13：00 ～ 15：00	月～金 （除 祝日、年末年始） 10：00 ～ 12：00 13：00 ～ 16：00	月～金 （除 祝日、年末年始） 9：30 ～ 12：00 13：00 ～ 17：00

佐世保中央信用組合
〒857－0873　佐世保市宮崎町3番18号
TEL（0956）24－1717　FAX（0956）22－5730